

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年7月7日

世田谷区政策経営部広報広聴課

1. 業務内容

(1) 件名

世田谷区メールマガジン配信サービスシステム構築及び運用保守業務委託(長期継続契約)

(2) 業務内容

区では区民が区政情報を得られる機会を拡大し、区民の利便性の向上を図るとともに、区政に対する理解を深めてもらうため、パソコンや携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォン）等、様々な電子媒体の電子メール機能を活用し、区政情報に関するメールマガジン配信を行う。

本業務は、パソコンや携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォン）等、様々な電子媒体から利用できる世田谷区メールマガジン配信サービスについて、受託者のサーバにおいて、区民からの利用登録受付、登録情報の管理及びメール配信を行うシステムを構築し、かつ令和3年度以降、当該システムを管理運用し、登録・配信サービスを実施する業務を委託するものである。

(3) 履行期間（予定）

①世田谷区メールマガジン配信サービスシステム構築業務

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

②メールマガジン配信サービス運用保守業務（長期継続契約）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 提案限度価格

(1) 世田谷区メールマガジン配信サービスシステム構築業務

1,234,200円（税込み）

(2) メールマガジン配信サービス運用保守業務（長期継続契約）

履行期間合計（5カ年）：10,692,000円（税込み）

年額：2,138,400円（税込み）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

- ※世田谷区メールマガジン配信サービスシステム構築業務は議会（令和2年第3回定例会）の議決を経て令和2年度第3次補正予算の配当を条件として契約する。
- ※メールマガジン配信サービス運用保守業務は、議会の議決を経て予算の配当を条件として契約する。
- ※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

3. 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込みであること。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) メールマガジン配信サービスのシステム構築に関する仕様
- (2) メールマガジン配信サービスの運用・保守に関する仕様
- (3) 情報セキュリティおよび個人情報保護の取扱いに関する仕様
- (4) 作業スケジュール
- (5) 提案者の実績や能力など
- (6) 経費見積り

6. 手続き等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区政策経営部広報広聴課（世田谷区役所第1庁舎3階 32番窓口）

電話：03-5432-2008 ファクシミリ：03-5432-3001

(2) 提案要求説明書の交付

①期 間 令和2年7月7日(火)から令和2年7月21日(火)まで

②場 所 (紙媒体) 上記(1)に同じ

(電子データ) 区ホームページの以下ページからダウンロード

「「世田谷区メールマガジン配信サービスシステム構築及び運用保守業務委託」の公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/005/003/d00186644.html>)」

③交付方法 希望者に無償で交付する

※紙媒体交付の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土日祝日を除く。

(3) 参加表明書の提出期限並びに方法及び提出先

①提出期限 令和2年7月21日(火)午後5時 必着

②提出方法 持参または郵送により提出すること。(これ以外の方法による提出は認めない。)なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

③提出先 上記(1)に同じ

(4) 提案書の提出期限並びに方法及び提出先

①提出期限 令和2年8月19日(水)午後5時 必着

②提出方法 持参または郵送により提出すること。(これ以外の方法による提出は認めない。)なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

③提出先 上記(1)に同じ

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。

(6) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。

(7) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

(9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。

(10) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(11) 提出された提案書は返還しない。

- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「3. 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (16) 詳細は、提案要求説明書による。